

関係監理団体各位

**【重要】栃木県における外国人技能実習生等向け  
技能検定試験の取扱いについて経過措置**

令和2年5月4日に政府対策本部より緊急事態宣言が発令されたことを受け、県と協議した結果、栃木県職業能力開発協会では新型コロナウイルス感染拡大防止のために延期していた、外国人技能実習生等向け技能検定試験を5月18日より再開いたします。（具体的な取扱いは以下参照）

なお、延期を継続する試験を受け持つ監理団体へは、当協会より直接ご連絡申し上げます。

- **令和2年5月11日～令和2年5月31日の間に計画する外国人技能実習生等向け技能検定試験（基礎級・随時級）**については、県の要請に基づく、**クラスターが発生するおそれ等のある場所に該当しない**特定のされた施設、参加者であるとの判断を基に、感染防止対策を講じ**5月18日より検定を再開**するものとする。  
尚、具体的な実施日程に関しては、**団体・職種毎に個別に調整を進めてまいります。**
- **令和2年6月1日～令和2年6月30日の間に予定している、外国人技能実習生等向け技能検定試験（基礎級・随時級）**については、**今後の動向次第では再度の延期となる場合がありますが、現時点では随時計画を立てていくこととする**
- 現状を踏まえると、前述の延期分（5/11～5/17）の試験を、令和2年8月1日以降に実施する可能性が高いため、試験日程の連絡待ちとなっている案件については、新たな試験日の設定を当面見合わせるものといたします。
- 今後の継続実施判断については、国ならびに県の情報を基に、受検者、検定委員、企業等の安全を考慮しながら、検定委員の確保並びに試験会場の確保等の可否を整理し、県と連携し進めていくものといたします。
- 法務省より、技能検定等の受検ができない場合の取扱い（「特別活動（4か月）」）が公表されております。以下URLより事前にご確認ください。  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00026.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00026.html)
- 併せて、緊急事態宣言の対象地域にあたる監理団体担当者の来県をお控えいただくことといたしました。感染拡大の防止のご理解、ご協力をお願いいたします。